

【重要】入所後に新生児出産に伴い育児休業等を取得される場合について

すでに認可保育施設（２・３号）を利用しているお子様の保護者が、新生児（下の子）の出産に伴って育児休業等を取得する場合、以下の３つの方法のいずれかを選択いただけます。（※すでに産まれているお子様に伴う育児休業等は対象外です。）

	方法① 利用継続	方法② 退園	方法③ １号認定に変更 ※1
再申請時	加点なし	優遇加点あり ※2	
利用中の子ども（上の子）	継続利用可 ※小規模保育事業所等は２歳卒園時に復職希望される方に限る。	再申請時に加点（＋12点） ※原則同一の雇用契約継続が必要 ※退園した施設以外への申請時も加点	再度２号認定に変更する場合に加点（＋150点） ※同じ施設のみ加点
育児休業に係る子ども（下の子）	—	申請時に加点（３点×申請クラス年齢） ※退園した施設以外への申請時も加点 例）１歳クラスに申請：３点×１歳＝３点 ※０歳クラスに申請：３点×０歳＝０点のため、ご注意ください	

※1 １号認定に変更とは、１号認定の定員が設定されている認定こども園で、育児休業に伴い２号認定から１号認定に変更し、引き続き同一施設を利用した場合を指します。なお、１号認定は３歳～５歳クラス（施設によっては満３歳～５歳クラス）のみです。

※2 入所選考上の加点であり、入所を保証するものではありません。申請時の加点については、上記加点の他、きょうだい加点や育児休業明け加点等も考慮した上でお考えください（[21～24ページ点数表](#)参照）。なお、きょうだい加点については、上の子が退園されている場合、加点の対象にはなりません。

方法① 利用継続を選択 ※入所（転所）申請時の加点なし

1. 育児休業に伴う利用継続が必要であると認められる条件

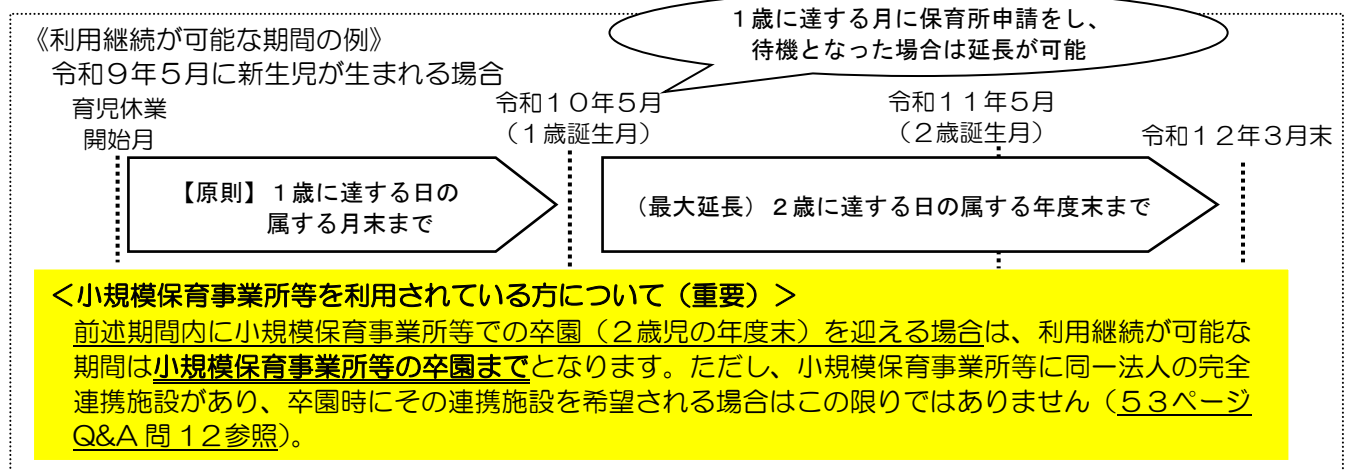
- ・就学を控えているなど、児童の発達上、環境の変化に留意する必要がある場合
- ・児童の発達上、環境の変化が好ましくないと思慮される場合

2. 利用継続が可能な期間

《原則》育児休業対象児童（下の子）が１歳に達する日の属する月末まで

《例外》期間の延長について

育児休業対象児童（下の子）が１歳に達する日の属する月末まで育児休業を取得し、１歳に達する月に認可保育施設（２・３号）の利用申請を行い待機となった場合、育児休業対象児童（下の子）が２歳に達する日の属する年度末まで延長が可能です。（なお、「育児休業等取得中の利用調整（入所選考）」に関する申立書を提出すると、利用調整（選考）においてマイナス１００点されます。）



3. 保育の必要量

保育短時間認定（８時間程度の保育）のみ

※ 公立保育所・公立認定こども園の場合、育休に伴う利用継続中の預かり時間は 9:00～17:00 のみとなります（[8・36ページ](#)にも記載あり）。

4. お手続き

＜申請期間＞育児休業開始 20 日前まで ＜提出先＞保育幼稚園事業課

＜申請書類＞①教育・保育給付認定申請書、②保育の利用継続申請書、③育児休業等取得証明書

＜利用継続を選択する場合の留意事項【重要】＞

1. 出産要件にて入所（転所含む）された方は、利用継続をご利用いただくことができませんのでご注意ください。
※就労要件等で入所申請されている方でも、入所月が出産予定日６週間前から産後８週間経過後の翌日に該当する場合は出産要件扱いになります（[9ページ](#)参照）。

＜次ページに続く＞

<利用継続を選択する場合の留意事項【重要】の続き>

2. 利用継続期間中は、保育施設・事業の変更（転所）はできません。※転所次第職場復帰される場合はこの限りではありません。
3. 一度育児休業に伴う継続利用をされた方は、優遇加点（育休に伴う退園または1号認定への変更）の適用除外となります。（父の育休に伴い継続利用を選択された場合も適用除外となります。）
4. 手続き後に育児休業期間を変更する場合は、変更手続きを行う必要があります。

方法②・③ 退園（1号認定へ変更）を選択 ※再申請時の優遇加点あり

1. 加点条件（下記A・B双方に合致することが必要）※合致していても申請しないと加点の対象になりません

A: 退園時と再申請時に原則同一の雇用契約が継続していること。

※ 転職されている場合等は加点の対象外。ただし、会社都合（倒産等）により勤務先が変更となった際は、新勤務先での就労時間が同等以上であれば、加点の対象となります。

B: 退園日（1号認定変更申請日）が、「産前6週間」から「下記（1）もしくは（2）の先に迎える月末」まで（卒園を迎える月を除く）。

（1）産後8週経過後の翌日が属する月末。

（2）（父の保育要件が育休になる場合、）父の育休開始日の前日が属する月末。

2. お手続き

<申請期間> 出産後から産後8週経過後の翌日が属する月末までの間

※条件Bに合致する退園届（1号への給付認定変更申請）を提出済であることが必要

<申請書類> ①育児休業に伴う「退園・1号認定変更」証明申請書

②育児休業取得証明書

③教育・保育給付認定決定通知書兼支給認定証（返却用）

<提出先> 保育幼稚園事業課

《加点対象の退園日・申請期間の例》

（1）出産予定日が9月14日、父が育児休業を取得しない場合

母	～8/3	(産前6週間) 8/4～9/13	(出産日) 9/14	(産後8週間) 9/15～11/9	(母の育休期間)	
					11/10～11/30	12/1～
退園日	対象外	退園日が8/4～11/30の期間であれば再申請時に加点対象（＋12点）				対象外
申請期間	不可		申請可能期間（9/14～11/30）			不可

（2）出産予定日が9月14日、父の育児休業が9月14日から開始の場合

母	～8/3	(産前6週間) 8/4～9/13	(出産日) 9/14	(産後8週間) 9/15～11/9	(母の育休期間)	
					11/10～11/30	12/1～
父	－		父の育児休業期間（9/14～）			
退園日		退園日が8/4～9/30の期間であれば 再申請時に加点对象（＋12点）			対象外	
申請期間	不可		申請可能期間（9/14～11/30）			不可

<退園・1号認定への変更を選択する場合の留意事項【重要】>

1. 出産要件にて入所（転所含む）された方は、退園・1号認定への変更を選択した場合の優遇加点（育休に伴う退園または1号認定への変更）の対象外となりますのでご注意ください。
※就労要件等で入所申請されている方でも、入所月が出産予定日6週間前から産後8週経過後の翌日に該当する場合は出産要件扱いになります。
2. 優遇加点を利用して認可保育施設に入所した児童が、その後転所申請を行った場合は、優遇加点はつきませんのでご注意ください。
3. 一度育児休業に伴う継続利用を選択された方は、優遇加点（育休に伴う退園または1号認定への変更）の適用除外となります。（父の育休に伴い継続利用を選択された場合も適用除外となります。）
4. 育児休業中に出産された場合、再申請時は育児休業中に出産された子（もう1つ下の子）も加点対象となります。
5. 3歳児となる4月入所選考にて公立保育施設及び富田認定こども園を希望される場合、原則募集見込み枠全てが小規模保育事業所等卒園児の優先受入枠となり、優遇加点されても募集枠自体がない可能性が高いためご注意ください。